



日本共産党平塚市議会議員団
電話0463-23-1111 (内線2375)
平塚市浅間町9-1 平塚市議会控室

No.1356 2016年5月1・8日号

日本共産党平塚市議会議員団
団長 高山和義
電話・FAX 31-4638
k.takayama@mb.scn-net.ne.jp
松本敏子
電話・FAX 59-4607
mail@matsumoto-toshiko.jp
渡辺敏光
電話・FAX 31-6431
w-toshi@agate.plala.or.jp

無料法律相談
次回は5月19日(木)
午後4時～6時(要予約)

平塚市議会3月定例会から一

「ヘイトスピーチの根絶に向けた対策を求める意見書」を全会一致で採択

3月議会に上記の請願書が、「ヘイトスピーチの対策を求める平塚市民の会」より提出され、全会一致で請願は可決されました。

*請願項目は、「平塚市議会として、国にヘイトスピーチの対策を求める意見書を提出すること。」

この請願結果を受けて、以下の意見書を平塚市議会として国に意見書を提出しました。

ヘイトスピーチの根絶に向けた対策を求める意見書

人種や民族、国籍、文化の違いなどに関わらず、あらゆる人々が互いの人権を尊重し合い、共に力を合わせて生活する共生社会を実現していくことが必要である。

しかし昨今、一部の国や民族、あるいは特定の国籍の外国人への差別を煽るヘイトスピーチが大きな社会問題となっており、このような行為が広がっていることに対する懸念の声が高まっている。

言うまでもなく、人種や民族、国籍の違いから生じる差別は決して許されるものではなく、こうした問題が生じていることは極めて遺憾である。

折しも日本では、2020年にオリンピック・パラリンピック東京大会の開

催が決まっている。世界中の人種、民族が参加するスポーツ大会が行われるこの国で、人種や民族、国籍の違いから生じる差別行為を放置することは、国際社会における日本の信頼を失うことにもなりかねない。

よって国におかれては、こうした状況を真摯に受け止め、現行法の中でしっかりと対応していくとともに、表現の自由に十分配慮しつつ、差別のない共生社会の実現のため、実効性ある対策を講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する
平成28年3月17日

平塚市議会

平塚市内の商店数の3年間の推移

(2013年4月～2016年4月)

「議員団ニュース」1353号で、横内地域のスーパーの閉店について、住民の方からの声をのせ、その後自治会の役員の方からもご意見等をお聞きしてきました。

今週号では、市内全域での商店数の状況について、具体的な商店街名はいれず、4年間の推移をお知らせします。

2012年に市・商業観光課が行ったアンケート調査では、自宅近くの商店(街)への要望は、「品ぞろえの見直し」、出店業種の要望は「総合スーパー」、「衣料品店」、「書店・文具」が主な物にあがっています。結果のポイントについては後日お知らせしたいと思います。

	2016年	2015年	2014年	2013年
駅前中心とその周辺商店街 (32商店街)	984会員	1093会員	1093会員	1136会員
市内 東・北部地域 (7商店街)	165会員	170会員	170会員	197会員
その他地域の商店街 (8商店街)	148会員	149会員	143会員	161会員
平塚市内合計 (47商店街)	1297会員	1412会員	1406会員	1494会員

災害が発生したら、地域の避難場所はどこ?

熊本県を中心の大地震は、家屋の倒壊、土砂崩れ、震災関連死を含め60人(4月24日現在)が死亡。

避難者は約6万人(同じく4月24日現在)。車中泊など劣悪な環境の避難生活を余儀なくされています。

平塚市内の避難施設等の内容をお知らせします。

(裏面に続く)

平塚市の避難施設等（災害拠点）一覧

（2015年3月現在）

【広域避難場所】

災害によって大火災が発生したとき、そのふく射熱や煙から身を守るための場所として指定

場所＝八幡山公園、県立商業高校、農業高校、花水小、浜岳中、県立平塚工科高校等（避難場所は市内10か所、対象地区が決まっています）

【津波避難ビル】

大津波警報が発表されたときに、地域住民等が津波から身を守るために緊急的に逃げ込めることができ、人的被害を回避するため緊急一時避難場所としての建物。

基準—S56年6月1日以降の新耐震基準に適合し、鉄筋コンクリート又は鉄骨鉄筋コンクリート造りで3階以上。

公共施設以外の民間所有の建物については、市と自治会、建物所有者の3者による協定を締結し、3階以上の廊下や階段、屋上などの共用部分を提供してもらう。

場所＝公共施設10か所、民間施設67か所

【自主避難者受入施設】

土砂崩れや道路冠水などの局地的な被害により、避難をしなければならない方が一時的に避難する施設

公民館を受け入れ施設として開設する場合には、防災行政用無線などにより地域住民に周知。

*開設前に自主避難等により公民館へ避難する場合、事前に防災危機管理課まで連絡を。

場所＝中央公民館、地区公民館25館

【臨時救護所】

大地震などの災害が発生し、多数の負傷者がでたに、災害時の円滑な医療・救護体制の充実を図るため、市内13か所に開設する。

救護所には、平塚医師会に登録されている医師により応急的な医療・助産等の救護活動を行う。

場所＝済生会病院、市民病院、平塚球場、共済病院その他9小・中学校

【避難所】

災害により建物被害を受け、引き続き自宅で生活ができない方、余震などで被害を受ける恐れがあり自宅で生活できない方が、一定期間避難生活をするために使用する施設。

各避難所には、施設管理者・自治会・避難所配備職員などで構成する「避難所運営委員会」が組織されている。

場所＝市内小・中学校43校、市内県立高校7校、平塚競輪場、その他大磯や茅ヶ崎の中・高校3校。計55か所

【福祉避難所】

障がいの状態や心身の健康状況を考慮し、避難所生活が困難ではないかという方に本人の意思も踏まえた上で、専門職が配置されている福祉事務所へ誘導し、一定期間避難生活をしていただく。

場所＝・平塚栗原ホーム ・県立平塚盲学校 ・県立平塚ろう学校
・県立平塚養護学校 ・県立湘南養護学校 ・各福祉会館等

【災害時要援護高齢者緊急受入先施設】

避難所での避難生活が困難な要援護高齢者は、最初に福祉避難所である平塚栗原ホーム等の5施設に受入要請しますが、受入困難な状況の場合、二次的避難施設という考え方で「災害時要援護高齢者緊急受入先施設」に要請し、受入れてもらう。

場所＝富士白苑デイサービスセンター、平塚養護老人ホームなど15施設。

【災害時要支援者（障がい者）緊急受入先施設】

避難所での避難生活が困難な要援護障がい者は、まず最初に福祉避難所である平塚栗原ホーム等の5施設に受入要請します。

受け入れ困難な状況である場合には、二次的避難施設という考え方で「災害時要支援（障がい者）緊急受入先施設」に要請し受入れてもらう。

場所＝平塚ふじみ園、貴峯荘、ソーレ平塚など14施設

【災害時要援護者等対応時の二次的避難施設】

避難場所で生活することが困難な高齢者、障がい者の方々に、福祉避難所、災害時要援護高齢者緊急受入先施設及び災害時要援護障がい者緊急受入先施設においていずれも受け入れが困難である場合において受け入れることとなっている施設。

場所＝公民館25館、地区図書館3館、白寿荘、七国荘、南部福祉会館、四之宮ふれあいセンター、花水台ハイムの計33施設